

浦安市規則第13号

浦安市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市国民健康保険条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「次項において同じ。」を削り、同条第2項を削り、同条第1項を同条とする。

第22条の2第1項中「次項において同じ。」を削り、同条第2項を削り、同条第1項を同条とする。

第22条の3を第22条の4とし、第22条の2の次に次の1条を加える。

（高額療養費の支給申請の特例）

第22条の3 前2条の規定にかかわらず、法第57条の2の規定により本市の高額療養費の支給を受けたことがある者は、前2条の申請を要しない。ただし、世帯主が変更になった場合、国民健康保険税の滞納がある場合、前2条の申請の内容に偽りその他不正があった場合等で市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第22条の3の規定は、令和4年4月診療分以後の高額療養費について同年4月1日以後に本市に高額療養費の支給申請をした者について適用する。